

2020年4月22日

関係者 各位

「緊急事態宣言」に伴う健診センター休止期間の延長

一般財団法人 名古屋公衆医学研究所

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言の発令を受け、当財団では受診者の皆さまと職員の新型コロナウイルス感染防止の観点から、2020年4月11日(土)より併設する附属診療所(集団検診センター)での健康診断業務を『一時休止』させていただいておりますが、一時休止期間を下記のとおり延長いたします。

○ 休止期間                      4月11日(土) ~ 5月10日(日)

なお、緊急事態宣言が延長される等、情勢の変化に伴い、上記期間をさらに延長する場合がございます。

業務再開時期等を含め、決まり次第、当財団のホームページにてお知らせいたします。

受診者の皆さま、ならびにお取引先様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上